

新 春 の ご 挨 拶



愛知労働局需給調整事業部長 山下 保

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

貴協会並びに会員事業場の皆様におかれましては、旧年中、愛知労働局の行政運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年の年頭に当たり、改めて日頃の需給調整事業関係業務へのご理解とご協力に感謝申し上げますとともに、本年の取り組みについて述べさせていただきます。

派遣労働者の同一労働同一賃金の履行確保については、労働基準監督署と連携を図り、派遣先事業所が回答したチェックリストの内容を確認の上、指導対象事業所を選定し、適切な制度運用がなされるよう重点的に指導監督を実施してまいります。

また、申告や情報提供等により把握した禁止業務への派遣、無許可派遣、いわゆる偽装請負等の違法事案については迅速に調査を行い、厳正な指導監督を実施してまいります。悪質な法違反や、繰り返しの法違反、故意性が疑われる法違反等については、行政指導に留めることなく、行政処分や告発等を視野に入れた対応をしてまいります。

なお、解雇・雇い止めを端緒とした指導監督を実施する場合には、派遣労働者の雇用安定措置の履行確保に重点をおいて実施してまいります。

不法就労外国人に関する諸問題については、愛知県警や名古屋出入国在留管理局と連携・協力しているところです。特に不法就労者を雇い入れている事業者が無許可で労働者派遣事業を行っている事案等においては、愛知県警及び名古屋出入国在留管理局による不法就労等外国人の摘発並びに労働局による無許可派遣を行っている事業主への臨検指導等を合同で実施することで一層の連携強化を図ってまいります。

職業紹介事業については、令和6年4月1日施行の改正職業安定法施行規則により、求職者等に明示する労働条件内容が追加されたこと等、職業紹介事業に係る制度についてあらゆる機会を捉えて周知徹底を図ってまいります。

また、近年の労働市場における人手不足の状況やミスマッチを緩和、改善する

ため、併せて労働力の需給調整機能の強化を図るための対策として、職業紹介事業者や募集情報等提供事業者に対する法規制の強化が進められており、令和6年10月にはお祝い金等の提供や転職勧奨の禁止について職業紹介事業の許可要件に加える要領改正が行われ、さらに、職業紹介事業者の手数料実績の公開を義務化する法改正や、募集情報等提供事業者は令和7年4月1日から職業紹介事業者同様、労働者に金銭やギフト券等を提供することは禁止になります。また、利用料金の額や発生条件、違約金の額、解約方法等を含む契約の内容を分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面、電子メールその他適切な方法により、あらかじめ労働者の募集を行う方に誤解が生じないように明示することが義務づけられることから、あらゆる機会を捉えて周知徹底を図ってまいります。

労働者派遣事業、職業紹介事業、募集情報等提供事業の利用でトラブルが発生した際には需給調整事業第二課にご相談いただきますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会並びに会員事業場の皆様方の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。